
厚生・産業常任委員会 資料1-2
令和3年(2021年)2月10日
健康医療福祉部

新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

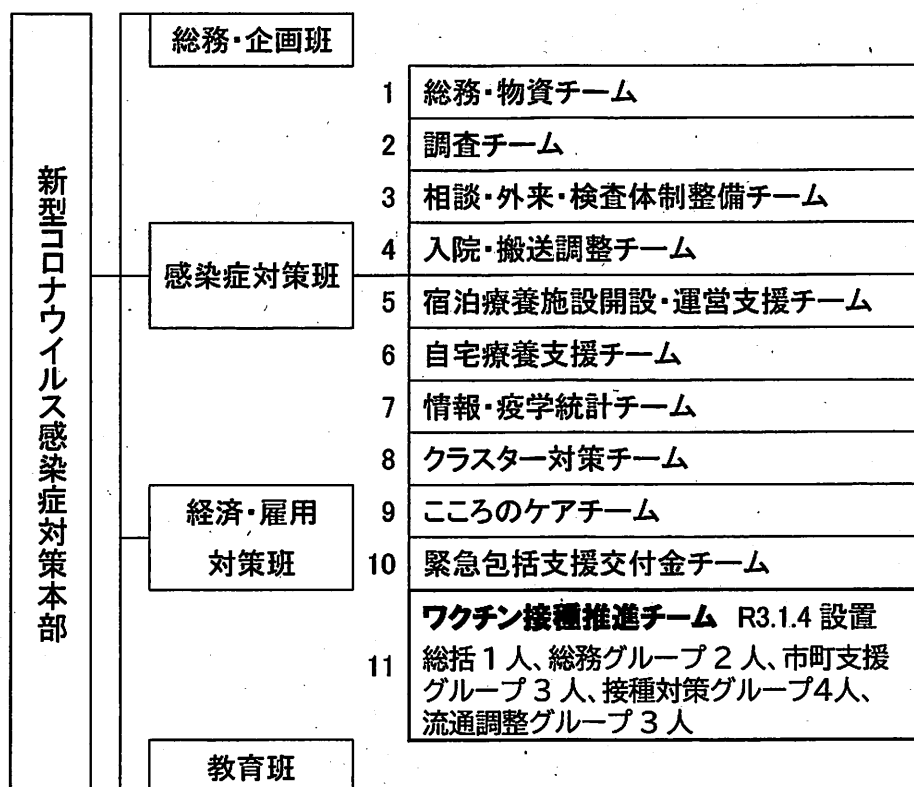
新型コロナウイルスワクチン接種の推進における本県の取組状況

1 方針

ワクチン接種は、知事を本部長とする「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部」に位置付け、市町や医療機関等と「連携」を図りながら、「安全・安心」かつ「着実」に推進する。

2 体制の整備

対策本部内に設置している「感染症対策班」に、令和3年1月4日に「ワクチン接種推進チーム」を立ち上げ、2月1日には13人体制(総括と12人)に強化を図った。



3 市町事務にかかる調整

- (1) 市町が印刷する接種券について、滋賀県国民健康保険団体連合会(国保連)と調整を図り、個別に国保連と委託契約できるように市町の負担軽減を図った。
- (2) 市町への説明会および情報交換会をそれぞれ開催し、制度の共通理解を図った。
- (3) 市町における人員体制の整備、医療機関との調整・契約、特設会場の準備など、体制確保事業に係る進捗状況について、国の統一調査をもとに把握し、それを市町にフィードバックすることで情報共有を図った。
- (4) 市町で実施されるワクチン接種において、医療従事者の確保、会場運営が困難などの課題を把握し、その解決に向けて県としてできる限り協力していく。

⇒市町の課題と県の対応については「別添1」のとおり

- (5) 各市町に担当者が出向いて状況を確認し、フォローしていく。

4 医療従事者等への接種の実施体制の確保

⇒「別添2」のとおり

5 ワクチンの流通調整

(1) 卸売販売業者の担当地域の調整

- ・医薬品の卸売販売については、複数の卸売業者と取引のある医療機関が多く存在し、どの卸業者がどの医療機関にワクチンを納品するかで混乱を生じる可能性がある。
- ・そこで、あらかじめ、地域毎にワクチンの流通を担当する地域担当卸を設定することで、ワクチンの流通を円滑にするため、滋賀県医薬品卸協会と調整し、地域ごとに担当する卸業者(5社)を選定した。

(2) ワクチン流通のためのコーディネーター(2人を予定)の配置(2月予定)

- ・国から県へのワクチンの分配量決定を受け、県内で円滑に流通するため、市町および医療機関等と調整し、市町単位の分配量を決定する。
- ・ワクチン接種円滑化システム(V-SIS)の入力や接種者リストのとりまとめ等を行う。

6 専門的相談体制の確保

市町で対応困難なワクチンの副反応など、県民からの専門的な相談を受けるコールセンターを設置する。(3月予定)(看護師、薬剤師を含む5人体制を予定)

市町の課題等に対する県の対応

1 各市町の取組状況

- ・ワクチン接種に係る担当部署の立ち上げ。
- ・接種に向けて医師会等と連携し、集団接種（病院、診療所、特設会場）にかかる実施計画の作成。
- ・特設会場における専門職（医師、看護師）の確保の調整。
- ・接種における医療物資の確保・調達。
- ・接種開始に向けてコールセンター設置。
- ・接種歴を管理するための予防接種台帳システムの改修。
- ・接種券の印刷・発送の準備。

2 各市町の課題等への対応

(1) 特設会場における専門職の確保

〈課題等〉

特設会場における医師、看護師の確保が難しい。

【県の対応】

関係団体に改めて協力依頼を行う。また、人材派遣での確保などの方法を検討していく。

(2) ワクチンの配備計画

〈課題等〉

ワクチンが、いつ・どれだけ配備されるのか不透明な状況で、会場の確保や予約を受け付けることが困難である。

【県の対応】

ワクチン配備のスケジュールについて、市町が会場の準備や接種日時の確定などが適切に行えるよう、計画的な配備を国に要望していく。

(3) 専門的な医療機関の確保

〈課題等〉

ワクチン接種の副反応が発生した場合に、専門的な医療機関で受診できる体制を整備してほしい。

【県の対応】

ワクチンの副反応について、県民から専門的な相談を受けるコールセンターを設置することとしている。また、厚生労働省から副反応に対応できる医療機関を県で確保するよう通知が発出されたことから、今後、関係団体と連携し、専門的な医療機関への協力依頼を行っていく。

(4)接種順位

〈課題等〉

高齢者施設の中でも40～60歳の方が入所されている場合がある。市の判断で接種順位を上げられないか。

【県の対応】

接種順位は、国において決定されるため、市独自の判断で行うことはできないが、要望があったことを厚生労働省に伝える。

(5)ワクチン接種円滑化システム

〈課題等〉

自治体、医療機関、卸業者との間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムについて、その操作方法などを県から市町に情報提供してもらいたい。

【県の対応】

国から2月中旬に公開されるシステムを確認したうえで、対応を検討していく。

(6)特設会場における診療所開設届等

〈課題等〉

特設会場における県保健所への診療所開設届について、手続きが大変である。

【県の対応】

厚生労働省から、ワクチン接種の診療所開設届の簡素化についての通知が発出されたことから、県保健所において、その通知に沿った対応を行っていく。

(7)医療従事者の報酬

〈課題等〉

医療従事者の報酬の単価を県内で統一してほしい。

【県の対応】

市町や県医師会等の関係団体と、今後、調整することを検討する。

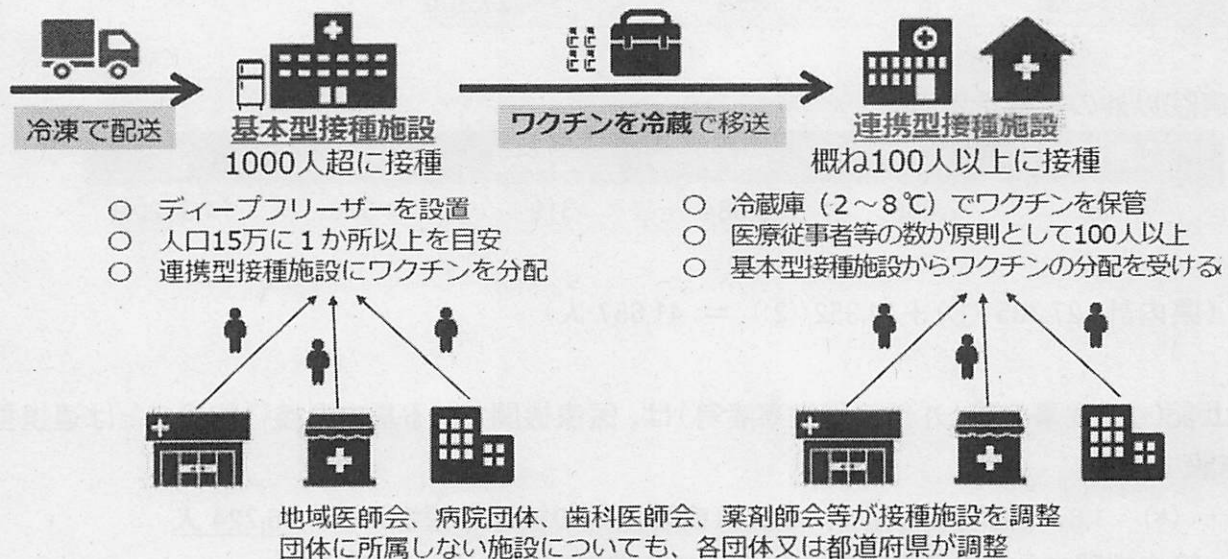
医療従事者等へのワクチン接種

1 医療機関での医療従事者への接種

(1) 国が示した接種体制

医療従事者等への接種体制

- ディープフリーザーを設置する基本型接種施設及び基本型接種施設からワクチンの分配を受け接種を行う連携型接種施設が医療従事者等への接種を担う。
- 基本型接種施設及び連携型施設は自施設の職員への接種のほか、地域の診療所や薬局、自治体等に勤務する医療従事者等の接種を行う。



(2) 基本型接種施設

- ・ディープフリーザーを配置した拠点施設（2月末までに国から配置）
- ・1,000人超を接種
- ・自施設の職員に接種する他、地域の医療従事者の接種の受け入れ。
- ・連携型接種施設に対し、ワクチンを小分けし譲渡する。

(3) 連携型接種施設

- ・医療従事者等への接種に当たり、概ね100人以上の接種を行う施設。
- ・自施設の職員に接種する他、地域の医療従事者等にも接種。
- ・基本型接種施設から、ワクチンを冷蔵で移送し接種を実施。

2 医療従事者等のワクチン接種対象者の調査今後の接種計画

(1) 医療従事者等に対するワクチン接種に関する調査

○調査期間: 1月8日～2月4日

○調査結果

①病院

	施設数	接種希望者数
基本型接種施設	16	13,823
連携型 (自院のみ接種を含む)	30	11,610
他院で接種希望	10	1,872(*)
接種希望なし	2	-
計	58	27,305

②病院以外の接種希望者

診療所	歯科	薬局	自治体等	搬送機関等	計
7,725	2,888	2,084	319	1,336	14,352(*)

(県内計 27,305(①) + 14,352(②) = 41,657 人)

③上記(*)の従事者等(外部接種従事者等)は、医療機関である基本型接種施設または連携型施設で接種。

- ・ (*) 1,872(他院で希望) + 14,352(病院以外の接種希望者) = 16,224 人
- ・ 医療機関である基本型接種施設および連携型接種施設で按分。
各病院と調整していく。
- ・ 外部接種従事者等については、国の医療従事者の範囲の拡大により、増加する可能性がある。

(2) 外部接種従事者等に対して、「医療従事者等優先接種予定者リスト」の登録依頼

①外部接種従事者等のワクチン接種円滑化システム(V-SYS)への登録のため、医療機関(診療所、歯科、薬局)に対して、「医療従事者等優先接種予定者リスト」の作成を通知依頼。

(2月中旬)

※ 自施設で自職員を接種する施設(基本型接種施設や連携型接種施設)は、自施設でV-SYSへ入力し、接種予定者リストが作成される。

しがネット受付サービス等を利用し、施設毎に報告してもらう。(約 2,000 施設)
ネットサービスを利用できない施設は、FAXまたは郵送により報告。

② V-SYSへの入力

・リストおよび接種機関を入力

基本型接種施設等の調整按分した接種者数に基づき、接種予定者の具体的接種機関を入力。

(3)V-SYSによる接種券付き予診票の出力および送付。

外部接種従事者等に対して接種券付き予診票を送付。(15,000人を想定)

(4)外部接種従事者は、予約システム等において、指定された接種機関において、接種日時を予約。

システム予約できない接種予定者は、県の電話窓口において、予約受付

新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について【全体概要】

基本的な考え方

- ・ 今回のワクチンの接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっている。
なかでも、新型コロナ感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、国が主導的役割を担う必要がある。
- ・ また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、関係者の負担軽減を実現する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - -75℃用、-20℃用をそれぞれ1万台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について 〔新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会〕

6. 接種実施の判断 〔予防接種・ワクチン分科会〕

7. 副反応に関する対応 〔副反応検討部会〕

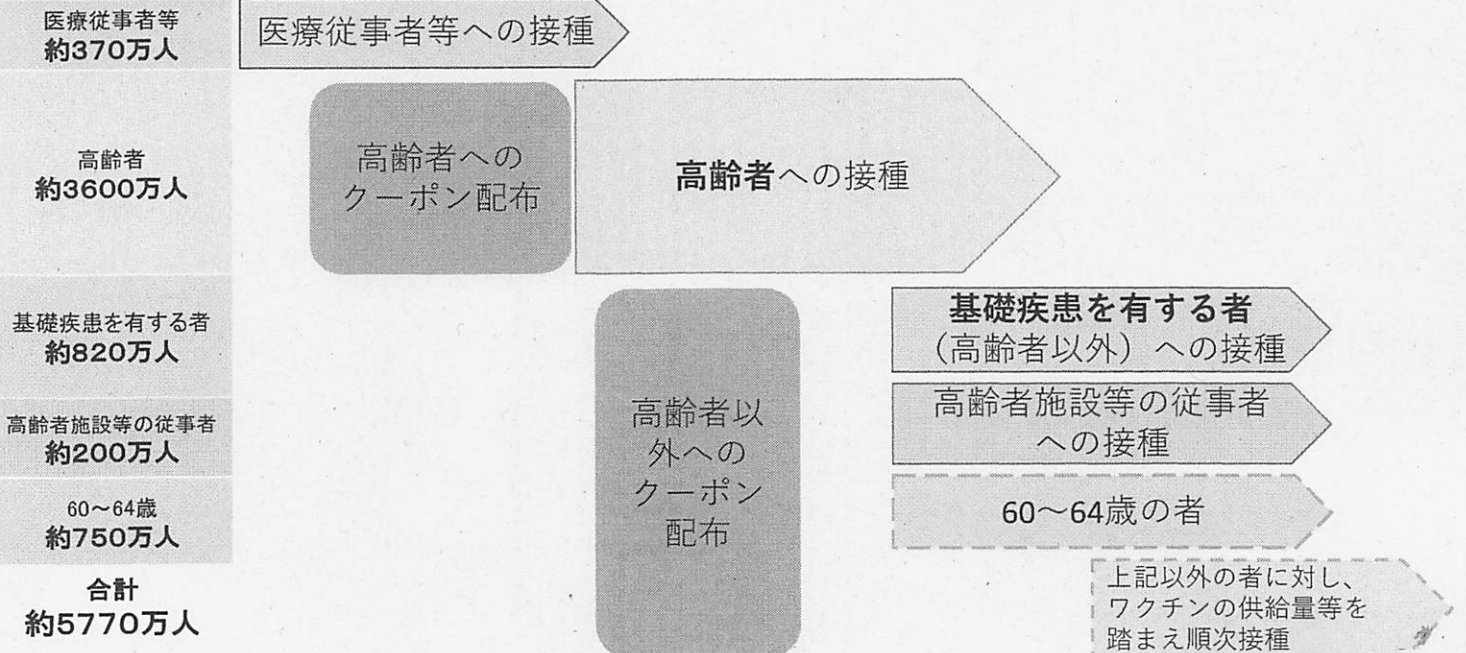
8. 健康被害救済 ※法改正により措置済み

接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

- 接種順位の上位に位置づける者の接種順位については、まず医療従事者が接種を受け、高齢者がそれに続き、さらに基礎疾患を有する者と高齢者施設等の従事者が続く。(60～64歳の者については、ワクチンの供給量により接種時期を検討)
- それぞれの対象者の範囲については、新型コロナウイルス感染症対策分科会(内閣官房(23日又は24日))及び厚生科学審議会(厚生労働省(25日))において整理される見込み。
- 対象者の規模については、合計5770万人と推計。(60～64歳の者も含んだ推計)

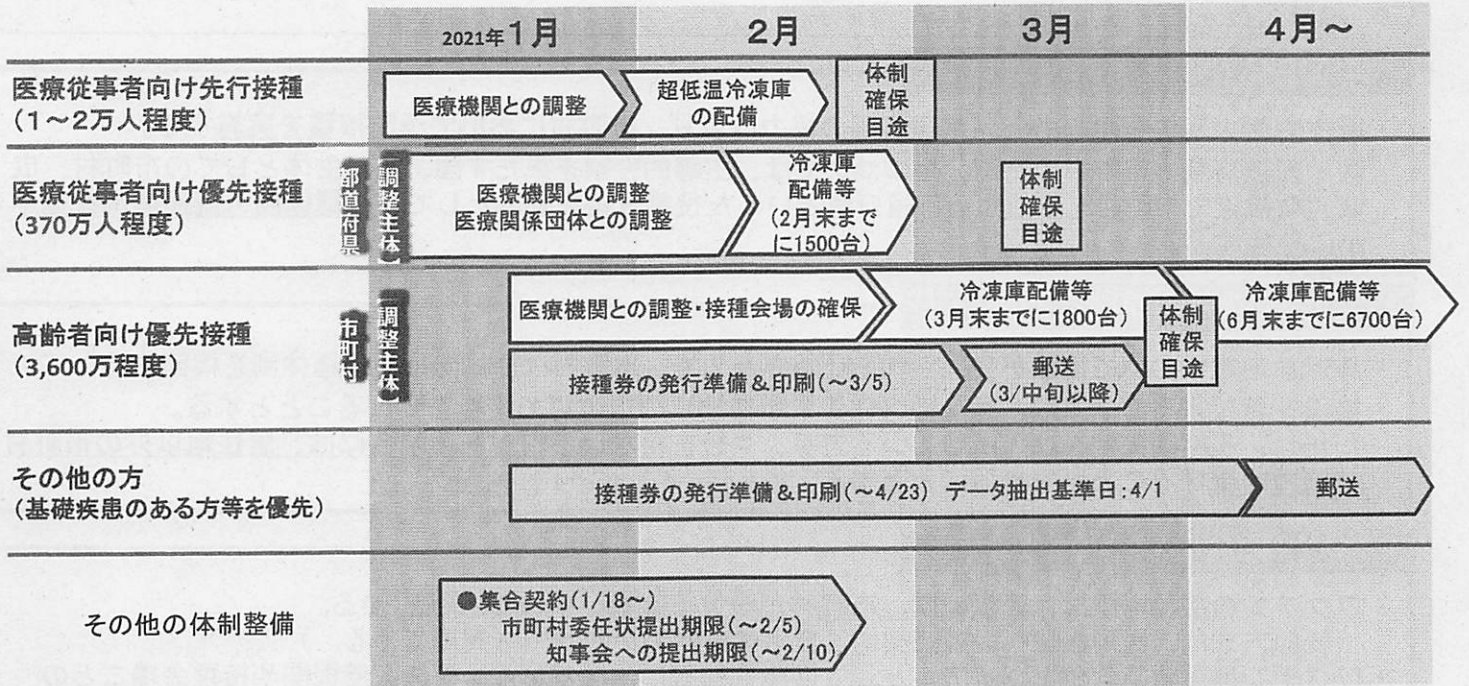
接種順位の上位に位置づける者の規模の推計

* 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。



新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



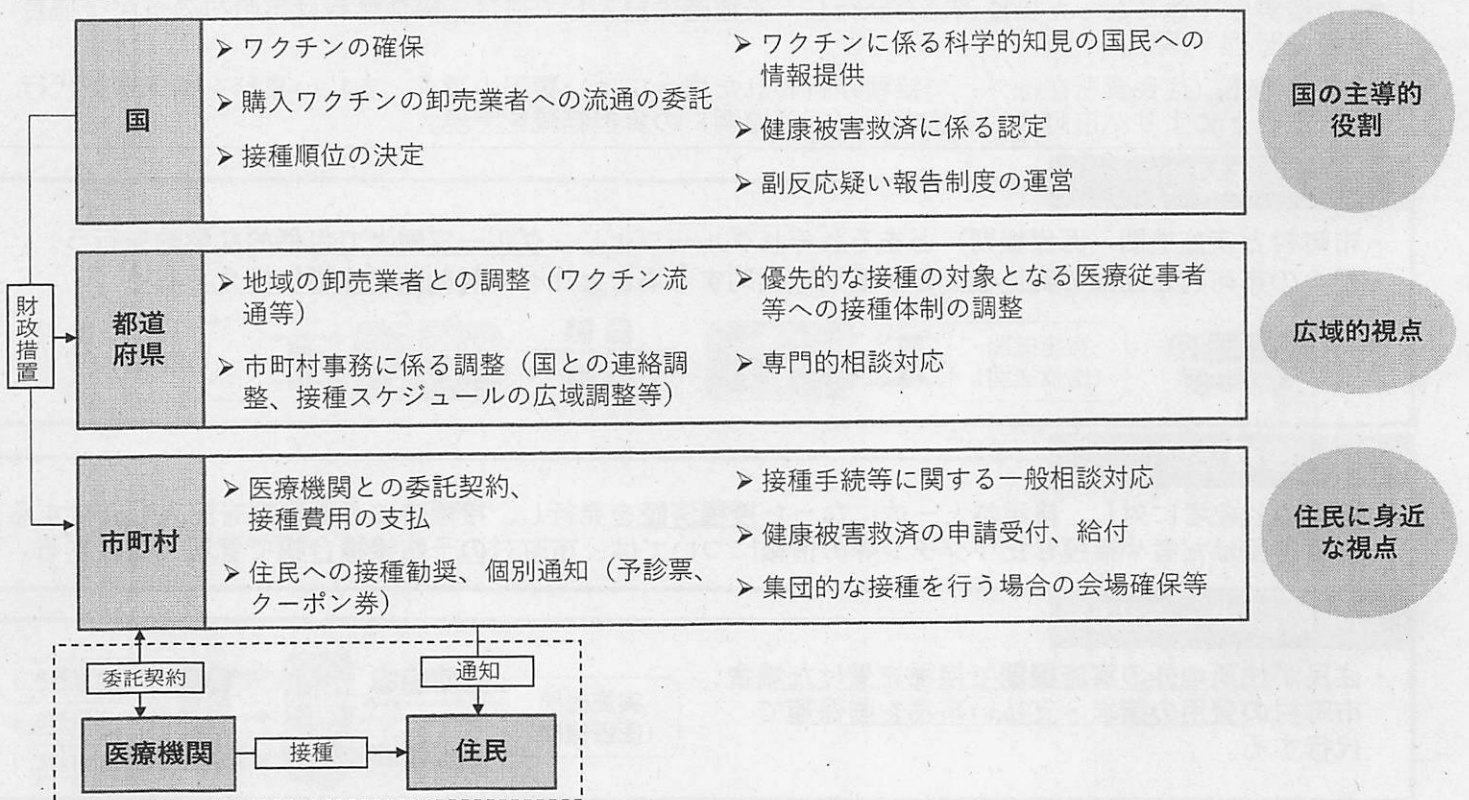
注:優先順位は検討中の案に基づく

新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について

第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料(改)

○ 国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

(注) 下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計について

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ 厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、接種体制・流通体制を速やかに整備する。

接種場所の原則と例外

- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受けることとする。ただし、長期間入院又は入所している方等、やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることができることとする。

接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
(契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。)
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

2. 新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間で締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、グループ同士で包括的な契約を行う。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて契約数を大幅に抑えられる。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、市町村の予防接種台帳で管理・保存する。

費用の請求・支払い

- ・ 住民が住所地外の実施機関で接種を受けた場合、市町村の費用の請求・支払い事務を国保連で代行する。



3. 新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な物資・物流の確保について 一部改訂

- 今年前半までに全国民分の数量の確保を図るため、企業との交渉・研究開発支援を実施。これまで合計2億9,000万回分の供給について合意。
- ワクチン保管用に、マイナス75℃のディープフリーザー、マイナス20℃のディープフリーザーを確保。
各自治体の人口をもとに、可能な限り公平に割り当て。
- ワクチンの保冷ボックス用のドライアイス为国で一括調達、医療機関に供給予定。

ワクチン

- ・ 今年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図るべく、企業との交渉や研究開発支援を実施。
- ・ これまでに、合計2億9,000万回分（2回接種の場合、1億4,500万人分）の供給について合意。
- ・ メーカーから医療機関へ届けるための流通体制について、メーカーや卸業者と協議中。
- ・ 針・シリンジについては、国で保管倉庫を借り上げ、卸業者に委託して医療機関に届ける。

ディープフリーザー（冷凍庫）

- ・ 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に保管できるように、マイナス75℃のディープフリーザー、マイナス20℃のディープフリーザーをそれぞれ1万台確保。（台数を更新）
- ・ 国が確保した冷凍庫について、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

ドライアイス

- ・ 医療機関等では、ディープフリーザーでの保管の他に-75℃程度の超低温での保管を行うために、保冷ボックスとドライアイスを用いた保管が可能。
- ・ その際に必要となるドライアスを国が一括で調達し、医療機関等に供給することを検討中。

4. 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通の円滑化

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通にかかる混乱を回避するため、国や自治体がワクチンの配分量を決定。
予め地域毎にワクチンの流通を担当する卸業者を設定しておく。
- 関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムの構築等により、円滑な流通体制の構築や大規模な接種体制を実現。

ワクチンの分配

- 新型コロナワクチンについては、ワクチンの需要と供給を調整するため、医療機関から卸業者に対して発注するのではなく、国や自治体が配分量を決定し、医療機関等に納入する。
- 具体的には、国は都道府県別の配分量を調整・決定、都道府県は市町村別の配分量を調整・決定、市町村は医療機関等の接種会場別の配分量を調整・決定する。

卸売販売業者

- 複数の卸業者と取引のある医療機関が多く存在し、どの卸業者がどの医療機関にワクチンを納品するかで混乱が生じる可能性がある。
- そのため、予め地域毎に新型コロナワクチンの流通を担当する卸業者を設定する。

関係者間の情報伝達

自治体、医療機関、卸等の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステム※を構築。

